

(別紙様式1)

## 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 静岡県

農業委員会名： 裾野市

### I 農業委員会の状況(令和2年4月1日現在)

#### 1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	1,001
自給的農家数	621
販売農家数	380
主業農家数	39
準主業農家数	61
副業的農家数	280

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	588
女性	296
40代以下	45

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	28
基本構想水準到達者	8
認定新規就農者	1
農業参入法人	1
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	299	533				832
経営耕地面積	116	192	169	20	3	307
遊休農地面積	8.6	11	11			19.6
農地台帳面積	335.6	560.8	553.2		7.6	896.4

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

#### 2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2年 7月 1 9日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	12	12
認定農業者	—	6
認定農業者に準ずる者	—	1
女性	—	2
40代以下	—	2
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	10	10	5

\*現在の体制を記載することとし、旧・新しいずれかの記載事項は削除

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	832 ha	66 ha	7.93%
課 題	農業者の高齢化や後継者不足により担い手が不足している。狭小な農地が多く、鳥獣被害の多い地域もあるため、これらの対策を行い優良農地の創出・確保をしていく必要がある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 68 ha (うち新規集積面積 2 ha)
	目標設定の考え方:前年の実績を考慮して設定
活動計画	農地中間管理機構と連携しながら、認定農業者や新規就農希望者への情報提供を通年行っていく

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

### 1 現状及び課題

新規参入の状況	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数	31年度新規参入者数
	0 経営体	1 経営体	0 経営体
	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積	31年度新規参入者が取得した農地面積
	0 ha	1 ha	0 ha
課 題	基盤整備が進んでいないため、狭小な農地が多く接道要件や水路条件も悪いことから安定的経営を図ることが難しく新規参入が進まない。営農類型によっては地域との調和を図ることが難しいケースもある。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

### 2 令和2年度の目標及び活動計画

参入目標数	1経営体	参入目標面積	0.5ha
活動計画	県やJA等の関係機関と連携し、新規就農者や市外からの新規参入者の相談に積極的に応じ、希望に合う農地の選定、紹介を行う。新規就農者への補助金や資金の活用方法、申請、農地の確保については関係機関と連携し支援する。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

#### IV 遊休農地に関する措置

##### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	852 ha	20 ha	2.35%
課 題	農業者の高齢化・担い手不足が大きな課題であるが、地形や高低差による営農の非効率化や鳥獣被害等も遊休農地発生に起因している。担い手を確保するため、新規就農支援や農地の利用集積を推進していく必要がある。		

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入  
 ※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

##### 2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 1 ha			
	目標設定の考え方: 県で定められた目標値に応じて設定			
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		22 人	8月～10月	9月～10月
	調査方法	農業委員・農地利用最適化推進委員により、担当地区の現地調査を行う。		
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		10月～12月	1月～2月	
その他				

- ※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入  
 ※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない  
 ※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

#### V 違反転用への適正な対応

##### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	832 ha	5.74 ha
課 題	農地の所有者が農地法について理解していないために、許可を得ずに転用してしまうことがある。違反転用の発見が遅れると、農地への復元が実質的に不可能な事案となる恐れがある。	

- ※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入  
 ※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

##### 2 令和2年度の活動計画

活動計画	市の広報紙やウェブサイトを通じ、農地転用制度の周知・啓発活動を行うことにより、未然防止に努める。また、違反転用を早期発見するため、8月から10月の農地パトロール以外にも、農業委員・推進委員が担当する地区の状況把握を行う。
------	--

- ※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入